

平成 19 年 12 月 13 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会  
会長 加藤 雅一

### 商品先物取引等に係る税制要望の結果について

商品先物取引に係る決済損益と商品ファンドに係る収益分配金・償還損益について、上場株式の譲渡損益等との損益通算を認める等、金融所得間の損益通算の範囲を拡大し金融所得一元化を進めることという、いわゆる「金融所得課税の一元化」要望については、2008 年度以降の引き続きの検討課題とされることが、「2008 年度税制改正大綱」の中で明らかとなりました。2008 年度には実現しないけれども、将来的実現の可能性は、税制改正大綱上において確保されています。業界としての再チャレンジができる取扱いとなっていることをご報告申し上げます。

「預貯金から投資へ」の流れの中で、今後、一般投資家による株式取引比率が高まることを考慮すれば、商品先物取引の決済損益等が金融所得一体課税の対象に含まれることは一般委託者にとって望ましい要求であるといえます。

税制要望の実現に向けての関係各位の御尽力を心より感謝申し上げ、取り急ぎのご報告とさせていただきます。

#### (金融所得課税に係る引続き検討の部分の抜粋)

金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

#### (説明)

政府与党の「2008 年度税制改正大綱」において、金融所得課税の一体化に関しては、上記のように表現されています。商品先物取引決済損益と商品ファンド分配金・償還損益は、「その他の金融資産性所得」の中に含まれるという考え方です。金融資産としての所得とまでは言えないが、金融資産性の所得ではあるという位置づけとなっていると言えます。

以上